

令和5年台風7号に係る災害対策に関する意見書

本年8月14日から15日にかけて本市を襲った台風7号は、短時間に記録的大雨をもたらし、加佐地域や西市街地等において、家屋や農地への浸水と大量の土砂の流入、流木等による道路の寸断や橋の損壊などの甚大な被害を与え、市民生活や地域経済に大きな影響を及ぼした。

被害に遭われた住民は、生活の立て直しへの不安や心労、営農意欲の喪失感を抱えながらの生活を余儀なくされており、本市においても、全力で被災地の生活再建に向けた復旧作業に取り組んでいるところであるが、住み慣れた地域での安全・安心な生活の一日も早い復旧のためには、国の強力な支援が必要である。

国におかれては、被災者に対する支援、災害の早期復旧及び災害に強い地域づくりに向け、次の事項について必要な措置を講じられるよう、強く要望する。

- 1 台風7号災害を激甚災害として早期に指定すること
- 2 被災した道路、河川、治山、砂防等の早期復旧に向け、財政支援等必要な措置を講じること
- 3 農地・農業用施設の早期復旧及び二次被害防止に対する財政支援等必要な措置を講じること
- 4 被災住民がもとの生活を一日も早く取り戻せるよう、被災者生活再建支援法等の弾力的な運用による財政措置を講じること
- 5 「防災・減災 国土強靱化のための5か年加速化対策」に関する事業が今後も安定的かつ円滑に進められるよう十分な予算を確保すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月19日

衆議院議長	細田 博之 様
参議院議長	尾辻 秀久 様
内閣総理大臣	岸田 文雄 様
財務大臣	鈴木 俊一 様
総務大臣	鈴木 淳司 様
農林水産大臣	宮下 一郎 様
経済産業大臣	西村 康稔 様
国土交通大臣	斉藤 鉄夫 様
内閣官房長官	松野 博一 様
内閣府特命担当大臣（防災）	松村 祥史 様

舞鶴市議会議長 上 羽 和 幸